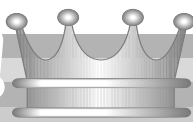




年間ごみランキング発表！



微減↓

燃やせるごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	358g
2位	雨竜町	330g
3位	赤平市	303g
4位	新十津川町	260g

微減↓

生ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	赤平市	150g
2位	新十津川町	137g
3位	滝川市	130g
4位	芦別市	123g
5位	雨竜町	120g

横ばい→

不燃ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	51g
2位	滝川市	46g
3位	赤平市	45g
4位	新十津川町	40g

微増↑

粗大ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	54g
2位	滝川市	52g
3位	赤平市	37g
4位	新十津川町	31g

微増↑

資源ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	67g
2位	新十津川町	56g
3位	赤平市	40g
4位	滝川市	36g



更なる努力でごみを減らしましょう！

平成25年度中空知衛生施設組合の市町別ランキングの結果が出ました。赤平市は全体的にごみの排出量はわずかなではありますが、減少しました。

今後ともごみの減量に努めて行きましょう！

ごみの不法投棄は重大な犯罪です！！

「不法投棄が行われている」、「不法投棄をしようとしている」、「不法投棄をして逃げていった」などの行為を見かけた場合は、無理のない範囲で場所、時間、車のナンバーなどを記録し、警察に通報してください。

なお、不法投棄を行った場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が課せられます。

野焼きは禁止です！

ごみを燃やすと悪臭や煙だけでなく、ダイオキシンを発生させ、人の健康への影響が心配されます。ごみは野焼きをせず、市のごみ収集や資源として出すなど適正に処理してください。

【例外的に認められている行為】

- (1) 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (2) 震災、風水害、火災、凍害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - (3) 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (4) 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ※例外的に認められている場合であっても消防署等への事前協議や届出が必要になりますのでご注意ください。



6月16日は

「環境の日」

問合せ
環境交通係
☎32-2215

ごみ処理手数料の福祉減免

平成26年度

ごみ処理手数料の減免指定「み袋の交付」を行います。

指定交付日

6月20日(金)～30日(月)(土・日は休み)

※必ず期間内に申請をお願いします。

交付場所

◆市役所環境交通係

◆茂尻支所

◆平岸連絡所

▼印鑑をご持参ください。

▼し尿処理手数料等滞納がある方は交付を受けられません。

▼初めて申請される方は環境交通係のみの受付となります。

対象世帯

①生活保護世帯

②70歳以上の単身世帯で26年度の市民税が非課税の世帯

③母子及び寡婦世帯で、次のいずれかに該当する子を扶養している世帯

▼満20歳未満

▼身体障害者手帳「1級」及び「2級」

▼療育手帳の判定が「A」

▼精神障害者保健福祉手帳「1級」

※母子及び寡婦世帯とは、母親の収入のみで生計を維持し、26年度の市民税が非課税又は均等割のみの課税世帯。

戸籍年金係からのお知らせ

■戸籍年金係 ☎32-1823

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます！！

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金がつけられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早目に申込みください。

※後納保険料の納付書の使用期限

(平成26年3月31日)にご注意ください

使用期限までに納付できなかった方は新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」または、お近くの「年金事務所」へお問合わせください。

▶ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
▶ 砂川年金事務所 ☎0125-52-2144

病院にかかるときは、受診者もルールを守ることが大切です。
右記のことを気をつけてみましょう！



むやみにお医者さんを替えない！

同じ病気で次から次へと医療機関を替えていませんか？医療機関を替えるとそのたびに初診料や検査料がかかり、医療費がかさみます。

また、重複する検査や投薬により治療に対する疑問や不安がある場合は、医療機関を替える前に、まず遠慮せず医師に相談してみましょう。

～ルール4カ条～

一。体に異変を感じたら早めに受診！

・早期発見！早期治療！が大切です。

一。保険証・診察券を忘れずに！

・お薬手帳があれば持参しましょう。

一。服装などにも気をつけて！

・ボタンのついたシャツやカーディガンなどで前が開ける衣類が便利です。
※男性はネクタイを外してください。

一。急激なからだの変化がないときは、

診療時間内に受診！

・休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。

受診者としてのルールを守ろう！

医療保険 information

■問合せ 医療保険係 ☎32-2214

赤平市市税等収納向上対策本部

市道民税の納期内納付にご協力を！

今年度の市道民税第1期分の納期限は、6月30日(月)です。
税負担の公平性を保つために、今後とも納期内納付にご協力願います。

特別な事情がある方はご相談ください！

市税をやむおえず納期限までに納付できない方や、分割納付を希望する方は、納税係にご連絡願います。たび重なる督促や催告にもかかわらず、納付の意思が確認できない方に対しては、財産調査をし、強制執行(差押)を行うこともありますので、ご注意ください。

また、悪質な滞納者とみなされれば、さまざまな行政サービスの制限を受ける場合がありますので、ご注意ください。

市税・使用料等の納付は便利・確実・安心な口座振替を！

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはげ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。
口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当係、市内金融機関もしくは最寄の郵便局で簡単に手続きできますので、是非ご利用ください。

●納税(付)相談について●

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

●今月の納税●

■市道民税 第1期
■介護保険料 第2期
納期限 6月30日(月)まで

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219